

令和7年第1回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和7年1月23日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和7年1月23日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	散会	令和7年1月23日	10時41分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水田 志保	出	9番	末次 明	出
	3番	中牟田 文明	出	10番	栗野 久明	出
	4番	佐々木 教雄	出	11番	大山 勝代	出
	5番	中村 絵理	出	12番	松石 信男	出
	6番	天本 勉	出	13番	重松 一徳	出
	7番	松石 健児	出			
会議録署名議員	2番	水田 志保		3番	中牟田 文明	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 井上 克哉		(係長) 天野 拓也		(書記) 真崎 静	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也		財政課長	吉田 茂喜	
	副町長	熊本 弘樹		会計管理者	寺崎 博文	
	教育長	柴田 昌範		こども課長	山本 賢子	
	総務課長	平野 裕志		福祉課長	戸井 竜二	
	企画政策課長	亀山 博史		建設課長	今泉 雅己	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- |       |       |   |
|-------|-------|---|
| 日程第1  |       | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  |       | 会期の決定   |
| 日程第3  | 議案第1号 | 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第4  | 議案第2号 | 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について                    |
| 日程第5  | 議案第3号 | 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について                            |
| 日程第6  | 議案第4号 | 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について                   |
| 日程第7  | 議案第5号 | 令和6年度基山町一般会計補正予算（第6号）                                 |
| 日程第8  | 議案第6号 | 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）                           |
| 日程第9  | 議案第7号 | 令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）                          |
| 日程第10 | 議案第8号 | 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）                              |

～午前 9 時30分 開会～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。  
これより令和7年第1回基山町議会臨時会を開会します。

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（重松一徳君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、水田志保議員と中牟田文明議員を指名します。

**日程第2 会期の決定**

○議長（重松一徳君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は本日1日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

**日程第3～10 議案第1号～議案第8号**

○議長（重松一徳君）

日程第3. 議案第1号から日程第10. 議案第8号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、令和7年第1回臨時会に付議いたします議案について提案理由の御説明を申し上げます。

今回、条例案件4件、予算案件4件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第1号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、給料月額の上上げ改定並び

に期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げを行うため、基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第2号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第3号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてでございます。

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当の支給月数の引上げを行うため、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び町長、副町長及び教育長の諸給与条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、これも担当課長より説明いたします。

次に、議案第4号 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

令和5年総行給第21号総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知の趣旨に鑑み、給料及び報酬の額の改定を常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて行うため、基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第5号から議案第8号までは、令和6年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第5号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第6号）につきましては、今回、補正予算として1億5,731万5,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも101億5,250万2,000円となります。

補正予算の主な内容といたしましては、国の補正予算成立に伴う普通交付税の増額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の事業費の増額、人事院勧告による給与改定に伴う給与等の費用の増額をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第6号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、今回、補正予算として92万4,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも21億6,113万7,000円となります。

議案第7号 令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、今回、補正予算として8,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも3億6,338万6,000円となります。

議案第8号 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、今回、補正予算として97万2,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は21億1,795万5,000円となります。

以上、特別会計及び下水道事業会計における補正予算の内容といたしましては、人事院勧告による給与改定に伴う給与等の費用の増額をするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（重松一徳君）**

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に担当課長の詳細説明を求めます。

議案第1号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

**○総務課長（平野裕志君）**

それでは、議案第1号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

**○議長（重松一徳君）**

タブレットいいですか。お願いします。

**○総務課長（平野裕志君）**

今回の基山町職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、人事院勧告の趣旨に鑑み、給料月額の上上げ改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数の上げを行うため、職員給与等の改正を行うものでございます。

内容につきましては、議案資料の新旧対照表にて説明をさせていただきます。

議案資料5ページをお願いいたします。

**○議長（重松一徳君）**

タブレットいいですか。お願いします。

**○総務課長（平野裕志君）**

まず、第1条、基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

でございます。

第6条では、特定任期付職員の給料月額について、1号給から4号給まで、それぞれ1万2,000円、1万3,000円、1万5,000円、1万6,000円の増額改正を規定しております。

次に、第7条では、特定任期付職員の令和6年12月の期末手当を0.05月の引上げとするものでございます。

次に、第2条、基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正では、令和6年度で引き上げた期末手当分を令和7年度以降について6月、12月に再配分するものでございます。

6ページをお願いいたします。

次に、第3条、基山町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第21条では、令和6年12月の期末手当の一般職分を0.05月、定年前再任用短時間勤務職員分を0.025月、引上げとするものでございます。

次に、第22条では、令和6年12月の勤勉手当の一般職分を0.05月、定年前再任用短時間勤務職員分を0.025月、引上げとするものでございます。

また、給料月額につきましては、初任給をはじめ若年層に重点を置いて、行政職給料表は平均改定率3.0%の改正となっております。

11ページをお願いいたします。

第4条、基山町職員の給与に関する条例の一部改正では、令和6年度で引き上げた期末手当及び勤勉手当分を令和7年度以降について6月、12月に再配分するものでございます。

次に、施行期日等でございます。

この条例は公布の日から施行し、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行します。

また、第1条及び第3条の規定による改正後の基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び改正後の基山町職員の給与に関する条例は、令和6年4月1日から適用します。

ただし、改正後の任期付職員条例の第7条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用します。

同様に、改正後の給与条例の第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項第1号及び第2号の規定も、令和6年12月1日から適用します。

最後に、議案資料の1ページから3ページにかけて、人事院勧告の骨子抜粋と条例改正の概要を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（重松一徳君）**

次に、議案第2号、議案第3号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

**○総務課長（平野裕志君）**

議案書7ページの議案第2号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案書9ページの議案第3号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてを併せて説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、特別職の国家公務員の特別給、ボーナスも指定職職員に準じて改定され、0.05月分引き上げられております。このため、本町におきましても同様に期末手当を0.05月分引き上げる改正を行うものでございます。

施行日でございますが、両条例は公布の日から施行し、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例の第2条の規定は、令和7年4月1日から施行します。

また、第1条の規定による改正後の両条例の規定は、令和6年12月1日から適用します。

最後に、議案資料の4ページに条例改正の概要を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（重松一徳君）**

次に、議案第4号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

**○総務課長（平野裕志君）**

議案第4号 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書10ページをお願いいたします。

**○議長（重松一徳君）**

いいですか。お願いします。

**○総務課長（平野裕志君）**

この改正につきましては、総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知の趣旨に鑑み、

給料及び報酬の額の改定を常勤職員に準じて行うため、改正を行うものでございます。

内容につきまして、議案資料の新旧対照表にて説明をさせていただきます。

議案資料15ページをお願いいたします。

**○議長（重松一徳君）**

いいですか、タブレット切替え。お願いします。

**○総務課長（平野裕志君）**

これまで附則第3項に基づき、給料表の改定を行った場合、翌年度からの適用としていたものを、この附則第3項を削除することにより、常勤職員と同様に年度内での適用を行うこととするものでございます。

施行日は公布の日からでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（重松一徳君）**

次に、議案第5号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

**○財政課長（吉田茂喜君）**

それでは、議案第5号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第6号）について詳細説明させていただきます。

議案書の11ページをお願いいたします。

**○議長（重松一徳君）**

いいですか。お願いします。

**○財政課長（吉田茂喜君）**

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ1億5,731万5,000円を追加しまして、予算総額を101億5,250万2,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、10款 地方交付税に1億555万1,000円、14款 国庫支出金に5,061万3,000円の増額をお願いしております。

13ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款 総務費に4,592万5,000円、3款 民生費に8,970万1,000円の

増額をお願いし、14ページになりますけれども、14款. 予備費を12万円増額することで調整を図らせていただいております。

それでは、内容につきましては事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

**○議長（重松一徳君）**

タブレット切替え、いいですか。お願いします。

**○財政課長（吉田茂喜君）**

まず、歳入でございます。

10款1項1目. 地方交付税では、普通交付税に1億555万1,000円の増額をお願いしております。こちらは国の補正予算（第1号）により追加交付されるものでございます。

4ページをお願いいたします。

14款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、8目. 総務費国庫補助金、1節. 総務費補助金に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,061万3,000円の追加をお願いしております。こちらは低所得者支援のための物価高騰対策給付金事業に係るものでございます。

5ページをお願いいたします。

15款. 県支出金、2項. 県補助金、3目. 衛生費県補助金、1節. 保健衛生費補助金に、子どもの医療費助成事業補助金115万1,000円の増額をお願いしております。就学前の子供に係る医療費について、県からの補助がなされるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

6ページ以降の歳出では、人件費につきましては、人事院勧告による給与改定に伴う給与、期末・勤勉手当や共済負担金の見直し、また、会計年度任用職員報酬の増額などをお願いしております。

飛びまして、9ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、9目. 減債基金費、24節. 積立金に、減債基金積立金2,981万4,000円の追加をお願いしております。こちらにつきましては、普通交付税の基準財政需要額に算定されている臨時財政対策債償還分につきまして、令和7年度、令和8年度分が減額されることとなりまして、その相当額が今回地方交付税の追加交付分により措置されるため、国からの通知に伴いまして減債基金への積立てを行うものでございます。

飛びまして、12ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費、18節. 負担金補助及び交付金に、物価高騰対策給付金4,850万円の追加をお願いしております。令和6年度住民税非課税世帯に対しまして、1世帯当たり3万円の給付と子供1人当たり2万円の加算給付をするものでございます。1,450世帯を見込んでおります。

飛びまして、14ページをお願いいたします。

2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費、19節. 扶助費に、子どもの医療費助成費1,529万1,000円の増額をお願いしております。子どもの医療費について増加の見込みとなっておりますので、増額補正をお願いするものでございます。

飛びまして、最後に30ページをお願いいたします。

14款. 予備費でございます。今回12万円を増額し、調整を図らせていただいております。

続きまして、議案資料の18ページに物価高騰対策給付金事業の制度の概要及び予算の内訳を掲載しております。引き続き、担当課のほうから内容の説明を行ってまいります。

財政課からの説明は以上で終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（重松一徳君）**

戸井福祉課長。

**○福祉課長（戸井竜二君）**

それでは、議案資料18ページをお願いいたします。

**○議長（重松一徳君）**

タブレット切替え、いいですか。お願いします。

**○福祉課長（戸井竜二君）**

物価高騰対策給付金事業でございます。

今回の事業対象は住民税非課税世帯となっております。

事業内容につきましては、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円及び18歳以下の子供1人当たり2万円の給付を行うものでございます。対象者は、国が示す基準日であります令和6年12月13日において、本町の住民基本台帳に記載されている者であって、令和6年度住民税非課税世帯となっております。予算積算としましては、3万円掛ける1,450世帯を見込んでおりまして4,350万円、これにこども加算分としまして2万円掛ける250人を見込みまして500万円としております。

今後の流れにつきましては、本議会で承認をいただきましたら、直ちに対象者への確認書発送を行います。多くの方は一、二週間程度で確認書の御返送を行われますので、早い方から順に2月の下旬頃から早速振込みができる形で進める予定としております。

総事業費は、事務費等も含めまして5,061万3,000円。財源としましては、全額国費となります。14款2項8目1節. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に5,061万3,000円。歳出としましては、事務費等のほか、3款1項1目18節. 物価高騰対策給付金4,850万円を含めまして、歳出合計5,061万3,000円を計上いたしております。

詳細説明につきましては以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（重松一徳君）**

詳細説明が終わりましたので、ここで10時5分まで休憩します。

～午前9時53分 休憩～

～午前10時05分 再開～

**○議長（重松一徳君）**

休憩中の会議を再開します。

議案第1号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。末次議員。

**○9番（末次 明君）**

松田町長にお伺いいたします。民間では賃上げが今注目を集めているわけですが、民間企業では収益拡大、要するに利益を上げることが不可欠となっております。松田町長は近頃よく基山町は税収がアップしておりますよというふうにおっしゃっておりますが、これからはやっぱり高齢化、人口減少、そして税収は確実に毎年増えていくとは限りませんが、物価高騰が続く中、財源を確保して毎年賃上げといいますか民間に準じた形でこういう形で上げていくには、やっぱり無駄をなくして働き方改革あるいは経費削減に努めなければいけませんけれども、このあたりの要するに給与、財源をどこから持ってくるかとかということ考えた上での取組には、どのようにこれから取り組まれるのでしょうか。

**○議長（重松一徳君）**

松田町長。

○町長（松田一也君）

今、人件費の話で出ましたけれども、これは多分町全体の財政に関わる話かなというふうに思います。今、今回補正で100億円を超えましたので、それをやっぱり見ていただくと分かりますように、人件費とそれからあと福祉の経費ですね、それからあと建設費用とかが上がってたり、それからあと学校関係の諸費、経費が追加されているような、そんな感じだったと思いますので、人件費にかかわらず、基山町の最適規模の財政みたいな規模がどの程度で、それから基山町の先ほど税収はどんどん高齢化で劣っていくという話だったんですが、逆に言えば、これからもう、あと10年ぐらい頑張れば税収的には、いわゆる税的には非常にいい形になっていくんじゃないかなというふうに思っていますので、とはいえ、そういう、いいところはどこかみたいところを今、正直手探りしながらやっているところではあるところでございます。

そういう中で、人件費については、もう今まさにうちがやってきたルールで、議会とか私どもは適用にはなりませんけれども、一般職員は国の人事院勧告に全て給与月額が対応することになっておりますので、ラスパイレス指数で今年をやつが出ましたけれども、一応、基山町が佐賀県で一番上に行っておりますので、くれぐれも言いますが、これは一般職員のラスパイレス指数なので、議会のラスパイレス指数とか私どものラスパイレス指数ではないということだけは御理解いただきたいんですけども、それはそれで私はいいいんじゃないかと。頑張ってる今やっただけで、人口も今何やかや言いながら4年連続増えおるし、それから税収も今3年連続で過去最高で、今年度も多分それを継続して4年連続になるんじゃないかなみたいな感じになっておりますので、だから、そういうところを見ているしながら、ただ、財政がだんだん悪くなるようなことになれば、当然そこら辺は考えていかなきゃいけない時期が来るのかもしれないかもしれませんが、今のところ、財政的にも今、変調を来している部分はないので、しばらくこの形で様子を見ていながら、かといって無駄なお金を使うわけではないので、人件費というのは決してそういう節約できる無駄なお金ではないのではないかと考えておりますので、そこら辺をバランスを取りながら、町運営、町の財政運営をやっただけじゃいけないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第1号に対する質疑を終結します。

次に、議案第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第1号を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第1号は可決されました。

次に、議案第2号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第2号に対する質疑を終結します。

次に、議案第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第2号を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第2号は可決されました。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第3号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第3号に対する質疑を終結します。

次に、議案第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第3号を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第3号は可決されました。

次に、議案第4号 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第4号に対する質疑を終結します。

次に、議案第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第4号を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第4号は可決されました。

次に、議案第5号 令和6年度基山町一般会計補正予算（第6号）に対する質疑を行います。

議案書の11ページをお開きください。11ページありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、13ページ、歳出について。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

タブレット切替え、いいですか。

歳入、10款1項1目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、14款2項8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5ページ、15款2項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、歳出に入ります。6ページ、1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7ページ、2款1項1目、2目、3目。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

7ページ、ちょっと細かいことで申し訳ない、これ説明いただければと思います。2款1項1目の4節。共済費で、副町長いらっしゃるんですけども、ここが減額で12万8,000円。ちょっと見ていたら、これだけ大きな数字がほかで、共済金ですかね、組合でなかったもので、どういうことでこの減額が発生したのかを御説明願います。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

当初予算で副町長の分の共済組合費を組んでおりますけれども、4月から熊本副町長来られて、ただ、4月から6月の共済費の支払いに関しましては、副町長が以前まちづくり課の

ほうでお仕事をしていただいていたので、そのときの報酬がベースになりますから、少し少ない金額を納めていたということもありましたので、その3月分に関しては不用額が出るということで、今回12万8,000円の減額をお願いしているところでございます。

○議長（重松一徳君）

いいですか。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

要するに、その差額が減額として12万8,000円出たよと。要するに、説明の中では4月から6月の3か月分を調整したというふうに受け止めたらいいんですね。分かりました。

○議長（重松一徳君）

いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。8ページに行きます。2款1項4目、5目、6目、7目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

9ページ、2款1項9目、13目、15目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。10ページ、2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11ページ、2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

12ページに行きます。3款1項1目、2目。12ページ全般。松石健児議員。

○7番（松石健児君）

3款1項1目18節。負担金補助及び交付金の物価高騰対策給付金のところですね、4,850万円の部分で、これ資料の18ページですね。こちらから……

○議長（重松一徳君）

タブレット切替え。

**○7番（松石健児君）**

金額とかその辺あまり細かいところは伺わないんですけども、これ住民税非課税世帯に対し3万円の給付ということで、6番目の項目の中に1,450世帯と書かれて予算を組まれております。これ、伺ったところによると高齢者の世帯が割合として多いということで、令和5年も物価高騰等に対しての補助を出されていると思います。これが令和4年ぐらいからすると、令和4年で約1,380世帯ぐらい、それから令和5年度で1,400世帯、今回1,450世帯と、年々増えてきているんですね。今後、物価高騰に対しての補助とかそういうことが出るかどうかというのは予算的に分かりませんが、こういった方、今後福祉的なフォローアップ、フォローしていかなくちゃいけないという部分はありますが、福祉課、町の見込みとして、今後この非課税世帯がどういう推移で流れていくと見込んでいるか、大卒でも結構ですので、お考えがあれば御説明ください。

**○議長（重松一徳君）**

戸井福祉課長。

**○福祉課長（戸井竜二君）**

非課税世帯につきましては、今、松石議員おっしゃられたように、ここ数年増加傾向が出ております。基山町が年齢層が高い、70から75、このあたりの方が年金収入のみという生活になれば、当然そこがまたこの非課税世帯の増加の要因となってまいりますので、もうしばらくの間はこの増加傾向が続くのかなというところでは見込んでいるところでございます。高齢者の方でも現役続けられて収入のある方ももちろんいらっしゃるんですけども、やはりそのあたりの人口構成上、増えていくのではないかとこのところで見込んでおります。

**○議長（重松一徳君）**

松石議員、いいですか。ほかにありませんか。大久保議員。

**○8番（大久保由美子君）**

同じところですよ。すみません、これ中身の問題というより、説明の中で、これは前もどなたかが質問されたと思うんですけども、7のところですかね、給付対象者に対して確認書を送付して、記入して返送していただく、そして希望者に、先ほどの説明では一、二週間できるので給付を振り込むということで、歳出のところは3款1項1目11節のところは通信運搬費とか口座振込手数料というのが72万円計上されておりますけれども、この頃、切手代、

要するに送料も上がりましたよね。そういうことも考えて、高齢者が多いと今松石議員が質問されましたのでなかなか難しいとは思いますが、国からのこういうことで変更できないの难道うかちょっと。要はQRコードとかでできないんですかね、この郵送はまず必要かもしれませんけれども、返信をです。私たちがよく一般的にはQRコードを使いながら、対象者の必須と書かれてあるし、そういうところで回答するというようなこともしていますけれども、やっぱりこれは働き方改革、効率化、そういうところもあるのじゃないかなと思ったりもしますけれども、そういう改正は、改革はできないものでしょうか。

**○議長（重松一徳君）**

戸井福祉課長。

**○福祉課長（戸井竜二君）**

今おっしゃられた手続の電子化の部分、全国的にはされている自治体もあるのはあります。ただ、基山町としてはもう従来よりこの紙の申請で、問合せと御意見等も聞く中では特にその辺の要望が強いようには感じておりませんし、対象者が非課税世帯ということで、これまでももうその手続に慣れていらっしゃるというところもあると思いますし、あと新たに今から電子化となりますと、そのあたりのシステム関係の導入、そういった業務ボリュームも増えてきますので、これが今後もずっと続くというのがはっきり分かれば、どこかのタイミングで電子化による効率化を図る必要はあると思うんですけれども、毎回毎回単発で国がぼんと決められて、それに合わせて私たちが現場が動くという形になってきておりますので、今、現時点では特に住民さんからの声も上がっていませんし、私たちの業務内容からしても今のスタイルが一番ベストかなと思っております。職員直営でしておりますので、割と早い段階でも動けていますし、業者を介しておりませんので、そのあたりのスピーディーさも出てきているとは思いますが、また今後どうなるか分かりませんが、今、現時点ではこれを続けていきたいというところでございます。

**○8番（大久保由美子君）**

そういう回答が出るだろうなというのは予測してはいたけれども、要するに低所得者といえども、高齢者はなかなか難しい、でも私たちの仲間ではもう高齢者でもそういうことをやっていますよね。それと、あとここには子供さんがいらっしゃる場所も結構いらっしゃるから、そういう家族はもう結構、低所得者とはいいいながらも、そういうシステムを使ってあるし、その要望がなかったからどうかじゃなくて、やはり改革というのは必要じゃない

か。これは国からの交付金とかでされているから、説明はもう何か同じことを言うので分かりましたけれども、やはり改革は必要じゃないかということで前向きな改正をこれからは町としても取り組んでいただきたいという要望をさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

その辺はニーズに合わせて検討はしていきたいと思います。今ちょっと懸念しているのは、やはり今、体感では電子化よりもやっぱり紙のほうを望まれている高齢者の方が多いですし、電子化と紙と両方を併用で対応しないといけなくなりますので、こちらのちょっと職員の対応の負担も考えますと先ほどの回答になるんですけども、そこは今後ニーズが高まれば改善の検討はしていきたいと思います。

○議長（重松一徳君）

いいですか。ほかにありませんか。末次議員。

○9番（末次 明君）

関連ですけれども、歳出のほうで、会計年度任用職員報酬とか時間外手当が計上されているんですけども、コロナのときからも含めて度々こういうふうな形での給付というのはもう行っているし、データを出せばすぐ、大久保議員がおっしゃったように、職員も慣れるとデータもすぐ出せて、何世帯、何名の子供がいるというのも出ると思うんですが、この事業というのは通常の職員の体制で定時には処理はできないものなんでしょうか。やっぱり時間外にしたり、職員さんを増やして、一時的にちょっと、急場しのぎじゃないですけども、そこに集中して業務を処理するという形でされるわけですか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

こちらの業務は福祉課で行っておりますが、ここ数年、ずっと国のほうが単発単発で決められて、すぐしなさいよという流れで来ております。日中はやはりお客さん対応、電話対応なり窓口での対応をしながらこちらの給付金の対象業務もできる部分はやっておりますが、どうしても対象者のチェックであったり口座のチェック、絶対間違っただけいけない部分のチェックは、接客業務をしながらですとミスが起こったり振込誤りにつながったりということ

が起きますので、ここはもう、お客さんが来られなくなった時間外の時間であったりとか、または、簡単な事務であれば会計年度任用職員のほうにお任せしたりとか、ただ、それもお任せした後必ず正規職員のチェックを行っておりますので、ここはちょっと時間中は難しい状況でございます。

○議長（重松一徳君）

末次議員。

○9番（末次 明君）

時間中難しいというのはある程度理解できましたけれども、度々あるということであると、もう日常業務の中に、多少給付が遅れても、何日か、日々の5時までの中でしていけば終わらないことはないんですけれども、やっぱり戸井課長のほうでは何月何日までに完了させたいとか、そういうふうな期日的なものを頭に置いて今回も処理されるんですか。

○議長（重松一徳君）

戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

先ほどと同じ回答になるかもしれないんですけれども、給付はなるべく、少し遅れてもという感じで思っておりません。対象者がやはり非課税世帯とか低所得向けの支援ということですので、一日も早く給付したいと思っておりますので、ここはちょっと職員は大変ですけれども時間外も使って一日も早く給付できるようにしていきたい。日中業務に当て込んでこの辺もスケジュール組んだらという御提案でございましたけれども、仮に組んだとしても、やはりお客さんは日中來られますし、電話も鳴ります。今、自分は給付事務をしているのでお客さん対応はちょっとしないというわけにはいきませんので、やはりお客さん対応をしながらのこの給付金業務というのを日中併せながらするというのが難しい部分がございますので、できるところはもちろん日中で行う、それで、絶対間違っただけいけないようなチェック業務であったりとかそういった部分を時間外で行うということで、早い給付に努めるとともに、できる部分は改善しながら、職員も慣れてはきておりますので、日中業務でできる部分を行うというところで進めていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。13ページ、3款1項4目、5目、6目。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

14ページ、3款2項1目、2目、3目、次のページの4目まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に行きます。16ページ、4款1項1目、2目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

いいですか。あつたら手を挙げてください。

17ページ、5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

18ページ、6款1項2目、5目。大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

今、18ページですかね。

○議長（重松一徳君）

はい。

○8番（大久保由美子君）

すみません、ちょっと全体的でごめんなさい。ちょっと分かりづらいところで、今回、会計年度任用職員に対して報酬という形で上がっていますけれども、その下の、今18ですか。

○議長（重松一徳君）

はい。

○8番（大久保由美子君）

すみません、17とか18のところ、その前もなんですけれども、報酬だけしか上がっていない目と、プラスアルファで会計年度任用職員の期末手当と勤勉手当も上がっている目もありますよね。そこら辺のちょっとどういうこと、要するに予算内で保留の予算があるから会計年度任用職員の期末手当はここに上げる必要はなくて支払えるということなんですかね。ち

よっとそこら辺を説明いただければ。

○議長（重松一徳君）

議案では既に議決した中身になるんですかね。

○7番（松石健児君）

いや、でも事項別……。

○議長（重松一徳君）

予算の関係。じゃあ、平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

今、大久保議員が言われたパターンもあります。今持っている予算で期末手当、勤勉手当分が現計予算で足りるというパターンもありますけれども、例えば会計年度任用職員さん全員に対して期末手当、勤勉手当が出ているわけではございませんので、今230名ぐらいは登録があると思うんですが、実際期末手当、勤勉手当の支給対象になる方はおおむね百三、四十名だったと思うんですけれども、ですので報酬しか発生しないような款項目もございますので、どれがどれとは、ちょっとすみません、この場で私も言えませんが、そういうパターンもございますので、報酬のみの追加計上というパターンもございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員、いいですか。再度質問される……、大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

私自身がよくそこら辺がのみ込めていない。要するに報酬が、会計年度任用職員がいらっしやったら期末も勤勉もつくものと思っていたけれども、職種によって違うということですかね。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

はい、そうです。期末手当、勤勉手当の支給対象にならない会計年度任用職員さんもいらっしやるということです。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○8番（大久保由美子君）

すみません、ちょっとしつこく。ということは、会計年度任用職員という形で変わりましたよね。あのときに、どういう方なんですか、それは。短期とか、何かよく分かりません。後でゆっくり聞いたほうがいいかもしれませんけれども、私が個別にですね。

○議長（重松一徳君）

平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

詳しいことは総務課に来ていただいたほうが、資料を見ながらがいいと思いますけれども、分かりやすい例でいくと、日々来ていただくんじゃないなくてスポットで来ていただく、例えば健診のときとかですね。登録をいただいております、お仕事があるときだけ来ていただく。例えば週に1回とか2回とか、月何回とか、そういう方々は期末とか勤勉手当の支給対象になりませんので、そういうところについては追加の補正を上げていませんということです。

○議長（重松一徳君）

いいでしょうか。ほかにありませんか。18ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、19ページに行きます。6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

20ページ、7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

21ページ、8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

22ページですね、8款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

23ページ、8款3項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

24ページ、9款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

25ページ、10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

26ページ、10款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

27ページ、10款3項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

28ページ、10款4項1目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

29ページ、10款5項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

30ページ、14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

31ページ以降について何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第5号に対する質疑を終結します。

次に、議案第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第5号を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第5号は可決されました。

次に、議案第6号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を行います。

議案書の15ページをお開きください。15ページありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

16ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

17ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

タブレット切替え、いいですか。

歳入、7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、歳出、1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5ページ、6款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

6ページ、6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7ページ、10款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8ページ以降についてありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第6号に対する質疑を終結します。

次に、議案第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第6号を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第6号は可決されました。

次に、議案第7号 令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を行います。

議案書の18ページをお開きください。18ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

19ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

20ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。3ページ、歳入、3款1項1目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、歳出、3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5ページ以降についてありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第7号に対する質疑を終結します。

次に、議案第7号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第7号を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第7号は可決されました。

次に、議案第8号 令和6年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）に対する質疑を行います。

議案書の21ページをお開きください。21ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、補正予算書に関する説明書に入ります。

タブレット切替え、いいですか。

1ページをお開きください。実施計画兼事項別明細書です。1ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、歳出まで含めて6ページまであり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

7ページ、予定キャッシュ・フロー計算書はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

8ページです。給与費明細書、9ページ含めて10ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

11ページ、予定損益計算書、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

13ページ、予定貸借対照表、いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第8号に対する質疑を終結します。

次に、議案第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第8号を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第8号は可決されました。

以上をもちまして、令和7年第1回基山町議会臨時会を閉会します。

～午前10時41分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 重松 一 徳

基山町議会議員 水 田 志 保

基山町議会議員 中牟田 文 明